

授業料徴収事務に対する学級担任と事務職員の思い

鹿児島県公立学校事務職員協会川辺支部研究発表チーム

発表者 鹿児島県立鹿児島水産高等学校 事務主事 中村祐輔

鹿児島県立加世田常潤高等学校 事務次長 恵島祥仁

I 始めに

最近、給食費の滞納問題が全国的话题となっている。

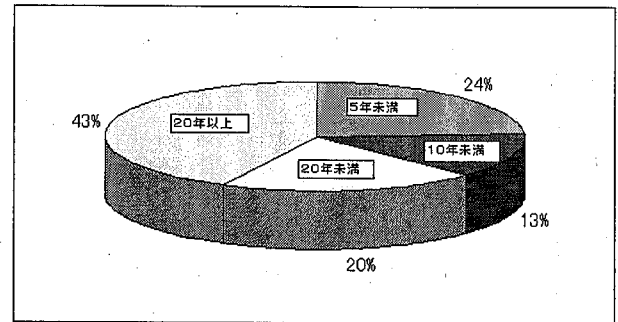
文部科学省全国調査によれば、全国の小中学校の給食費未納額が平成17年度に計22億2900万円にのぼり、未納者数は9万9000人で、未納理由については約6割の学校が「保護者としての責任感や規範意識」に問題があると答えており、経済的に余裕がありながら給食費を払わない保護者の存在が改めて確認された。親のモラルが問われている。

授業料徴収に関しても同様の事態に直面している状況にあると言える。

事務室は、担任教員と保護者との良好な関係を保ちつつスムーズな授業料徴収を行うことが理想的だが、なかなか現実的にはうまくいかない。

そのためには、担任教員の授業料に対する知識や意識はどのようなものなのか、督促業務に対してどのような考えを持っているのかということを理解することが必要なのではないだろうか。

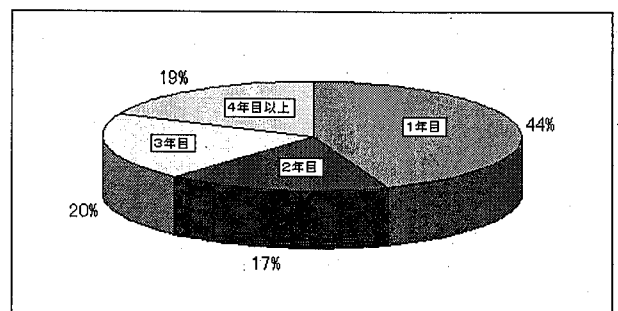
そこで、全日制高等学校79校の授業料担当当事務職員と同時に学級担任の教員にもアンケートを実施した。71校の授業料担当者と学級担任764人(87%)から回答を得た。



2 所属における担当年数

担当年数は2年目以降が17~20%と平均化している中で1年目が44%と突出している。このことは新しく赴任してきた事務職員に授業料担当になってもらおうという意志が働いているのではないか。

一方4年目以上が19%あるということは授業料担当者の定期的な校務分掌の交代が行われていない事務室もあると思われる。



II 授業料担当当事務職員の実態

1 事務職員としての経験年数

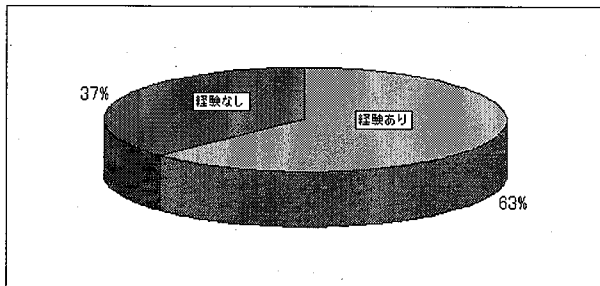
経験年数は20年以上が43%、20年未満は57%となっている。

20年未満の内5年未満が43%を占め、事務職員が5人以上の事務室では実に8校中7校が経験年数5年未満の事務職員である。

これは、新規採用者を含む経験年数の浅い事務職員は人数の多い事務室に配属されることが多く、また、授業料担当となっている傾向が出ている。

3 授業料担当を経験済みか

「以前にも経験がある」が63%となっており、経験年数が長ければ当然いろんな校務分掌を経験しているということであろう。



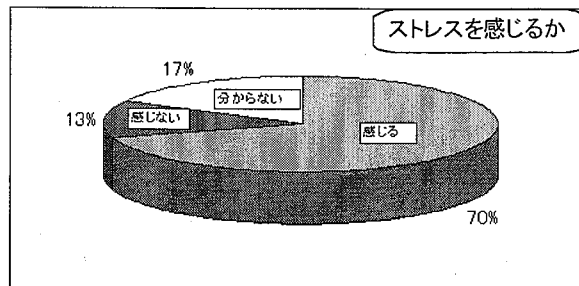
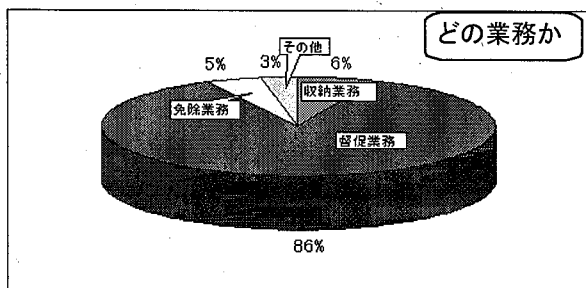
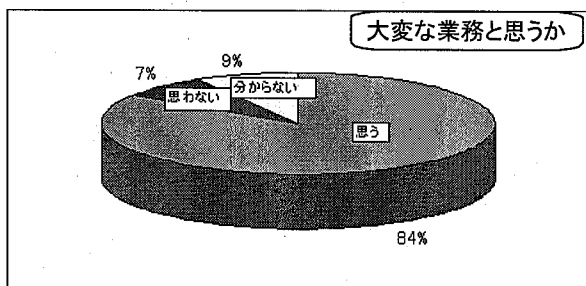
4 授業料業務への思い

「授業料業務は大変な業務だと思うか」の質問には「思う」が84%で、具体的な内容としてその大半が督促業務を挙げている。

また、「授業料徴収事務が他の業務よりストレスを感じるか」の質問にも70%の人が「感じる」と答えている。

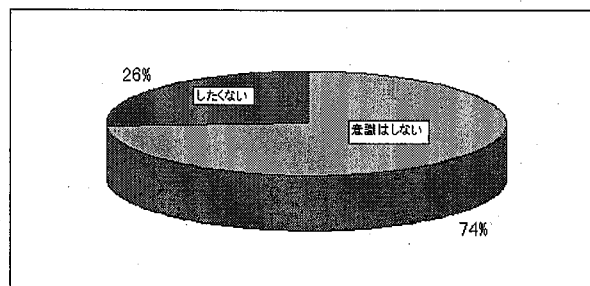
このことから、授業料担当事務職員の大半が授業料徴収は大変でストレスを感じ、督促業務がそのように感じさせているようだ。

結局、他の業務の場合は業務量が多くても自分がこつこつやっていけばいつかはなくなるが、授業料徴収業務の場合は相手があることでもあり、自分一人だけではどうすることもできず解決できないためストレス等精神的な負担が大きいものと思われる。



5 校務分掌の感じ方

「今後、校務分掌の中で授業料担当を希望するか」の質問には、大半が「大変さは他の校務分掌でも同じであるので特に意識はしない」と答えているが、「できれば担当をしたくない」が26%あり、なかなか本音が言いにくい状況の中でこの数字を持つ意味は決して小さいとは言えない。



III 督促業務の現状

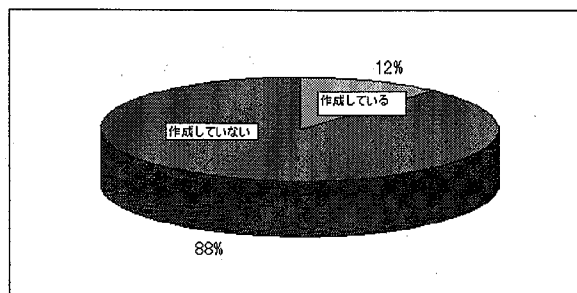
1 長期滞納とは

事務職員の91%が長期滞納を3ヶ月以上の場合と回答している。

2 督促マニュアル

長期滞納督促マニュアルを作成している学校が12%と少ないが、督促の手順、方法については、マニュアルが無くても程度の差はあれどの学校も似たような方法で督促をしていると思われる。

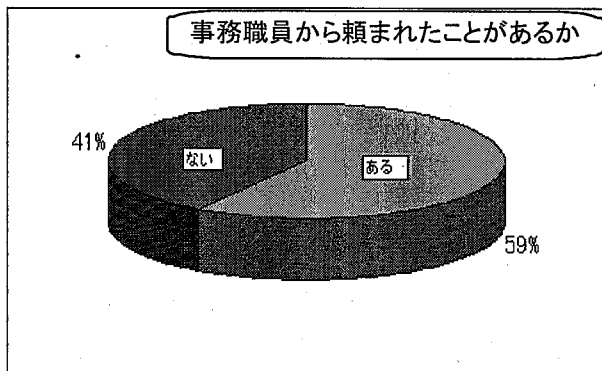
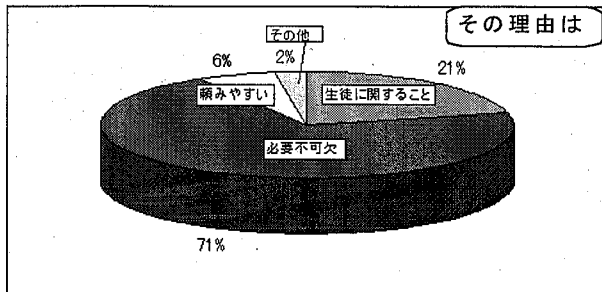
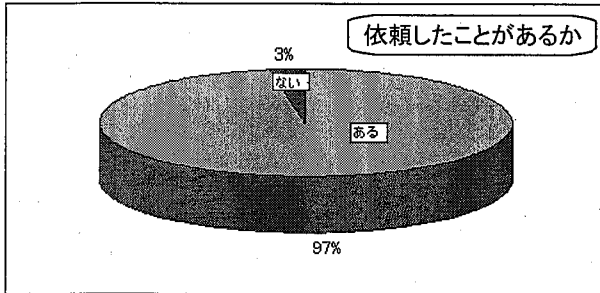
ただ、学校の内規の中で定められたマニュアルがあれば悩むことなく担任、事務長さらには校長との督促業務の連携ができるので、マニュアルを作成するメリットは決して少なくない。



3 学級担任への協力依頼

「電話や家庭訪問による督促を担任に協力依頼したことがある」が実に97%もあり、その理由については、「担任の協力が不可欠である」が71%で、「生徒に関する事なので担任も行うべきだ」という回答も21%に昇っている。

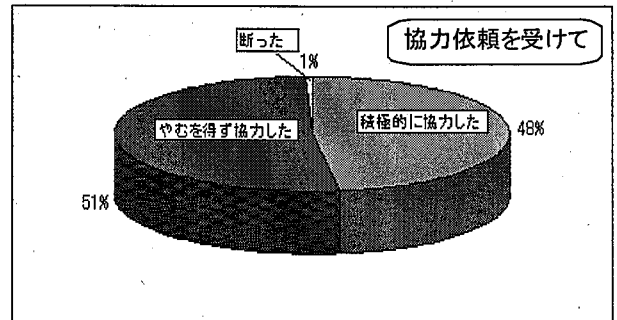
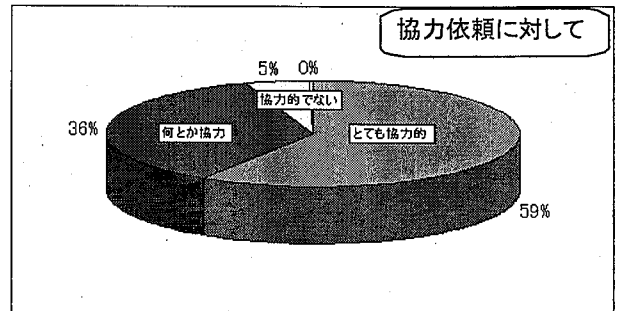
一方、担任へのアンケート結果を見ると、事務職員からの依頼があったと回答したのは59%で、依頼する必要のない学級は41%であった。



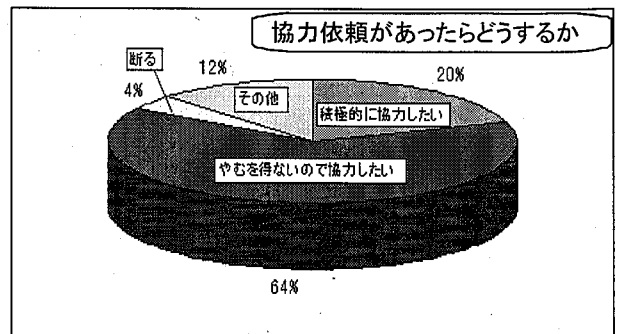
4 学級担任の協力度合い

担任へ協力依頼をしたときの対応をどのように感じたかについては、「とても協力的である」が59%、「何とか協力している」が36%で、合わせると95%になっており、担任の方は事務職員からの協力依頼を受けて「積極的に行った」が48%、「やむを得ず行った」が51%で、合わせて99%になっている。

事務職員と学級担任との間には多少の受け止め方のズレがあるようだが、ほとんどの学級担任は協力してくれている。

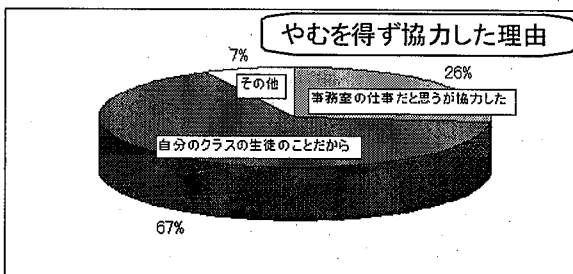
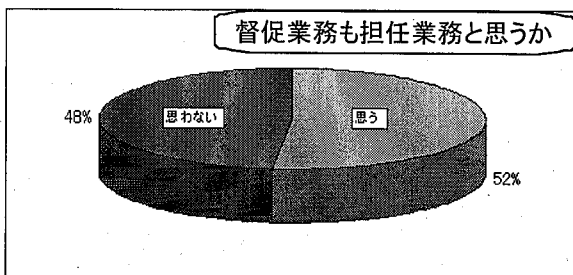


まだ協力依頼を受けたことがない担任の場合でも、「積極的に協力する」が20%、「やむを得ないので協力する」が64%で、合わせて84%の担任が協力すると答えており、事務職員から依頼すれば何とか協力してくれる意識はあるようだ。

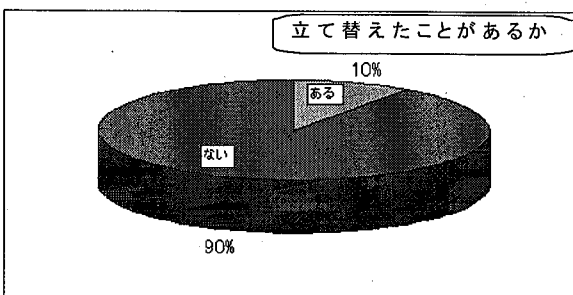


5 学級担任の意識

「授業料滞納者への督促業務も担任業務の一つと思うか」に対しては48%が「思わない」と回答している。前項の事務室からの協力依頼を受けて「積極的に協力した」、「やむを得ず協力した」合わせて99%の担任が協力をし、その中の「やむを得ず協力した」の理由として67%が「クラスの生徒のことだから」と回答している。最終的には自分の生徒であるので関わらない訳にはいかないという思いがあるようだ。



実際に「未納者の授業料を一時的にでも立て替えたことがある」という回答が10%もあるというのは驚きである。



6 授業料徴収への手この手

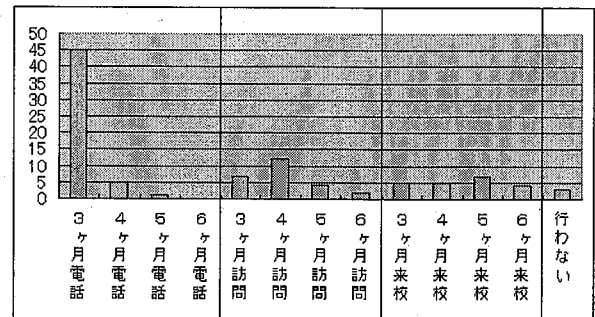
授業料が未納の場合には、進級判定と卒業判定の際に影響するのは当然であるが、その他にも「各種大会への参加を認めないことが派遣規定に盛り込んである」が49%、「自動車学校への入校を許可しない」が64%、「卒業前の証明書発行をしない」が24%となっている。

これは決してペナルティではなく、授業料の納入を促すためのものである。

7 長期滞納者への督促を行う時期と方法

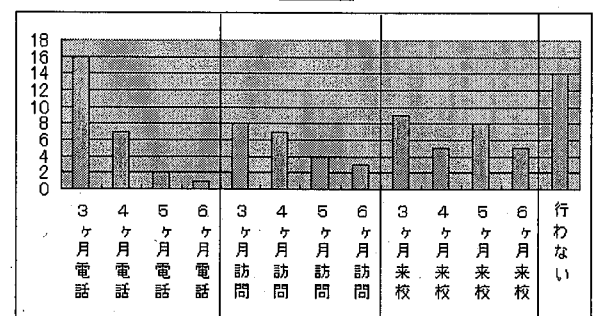
担任の場合、「3ヶ月以上で電話をかける」が45%で一番多く、次に「4ヶ月以上で家庭訪問をする」が12%となっている。

担任



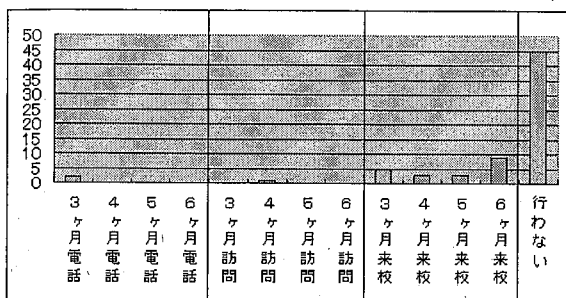
同じように事務長の場合は、「3ヶ月以上で電話をかける」が18%で一番多く、あとは同じような数字で「保護者来校」や「家庭訪問」が並んでいるが、「事務長が督促業務を行っていない」という学校が16%もある。これは事務長が督促業務を行わずに済んでいるということなのか、事務長に依頼せず、担当者のみで督促業務を行っているということなのか知りたいところではある。

事務長



次に校長の場合は、「督促業務を行わない」が66%で一番多く、行う場合もほとんどが「保護者来校」になっている。やはり校長が行動を起こすのは最後の手段であるということであろう。

校長



8 長期滞納者

なぜ長期滞納が発生するか。もちろん経済的な理由もあると思うが、本当にそれだけなのか。

ほとんどは長期滞納になる前に担当者からの督促状や電話で納入してくれるが、一部に督促を無視するかのような親がいる。督促に対して「はい、分かりました」とか「〇〇日に払います」とか言うのだが、いっこうに納入してくれない。

そのうち長期滞納になり、電話をしても留守電になっている。そこで今度は家庭訪問をすることになるのだが、ここでものりくらしと先延ばしにして結局納入されずに滞納額がふくらんでいくという例である。

本当に生活が苦しくて授業料を支払えないのか、授業料のために用意しておいた分を通常の支払いに使ってしまって授業料が払えなくなったのか、それとも授業料を支払う意志がないのか、いずれにしても事務職員にとってはとても大変な問題である。

家庭訪問については皆さんも色々なことを経験しているのではないだろうか。

最近では夜にならないと保護者に会えないことが増えてきている。明かりがついているので今日はあえると思って近づくとパッと消えて、呼び鈴を鳴らしても押し殺したように反応がないとか。

留守なので待っていると車で帰ってきたので「よしっ!」と思って近づくとそのままさっと逃げられてしまったとか。

こういう事例は、授業料担当事務職員にとっては非常にストレスを感じさせる。もし、このような例が2~3人もいたらもううんざりという感じである

う。

前項の「電話による督促」、「家庭訪問」、「保護者来校」を行っても直ちに納入されない場合もあるので、新たな方策を考える必要があるのではないだろうか。

IV 鹿児島県立高等学校学則第24条（以下「学則第24条」）について

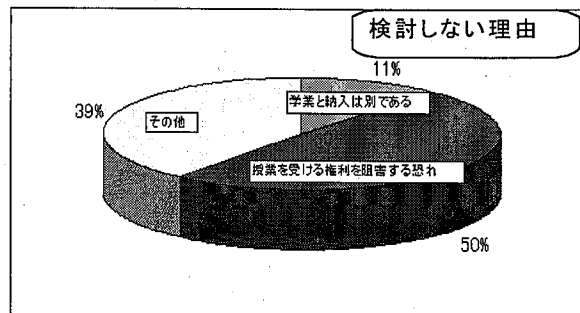
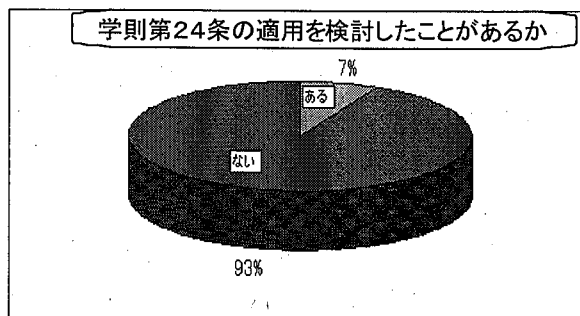
1 学則第24条の現状

学則第24条第2項で「校長は授業料を滞納中の生徒に対し、その生徒の出席を停止することができる」、第3項では「校長は授業料の滞納が3ヶ月を超える生徒に対しては退学を命ずることができる」と定めている。

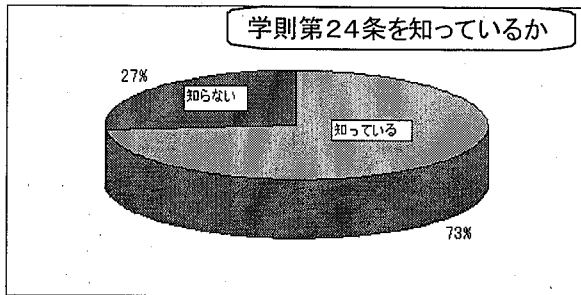
これを単純に当てはめれば、保護者に対して「このまま長期滞納が続けば退学することになりますよ」と言って納入してもらうことができるが、実際には学則第24条を発動した例はなく、5校ほど学則第24条を「検討した」と回答しているが、いずれも検討中に納入されたようである。

結局、ほとんどの学校が学則第24条の適用を最初からあきらめているのである。

この学則第24条は、授業料の長期滞納者に対する学校が持っている伝家の宝刀であるが、実際には抜けないのである。抜けない伝家の宝刀では意味がない。

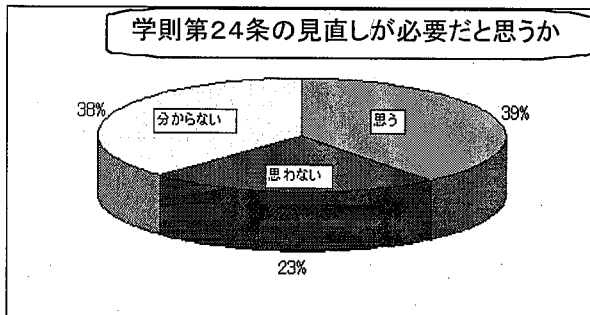


担任



2 学則第24条の見直し

授業料担当者の39%が学則第24条を実効性のあるものに改正を希望している、この第24条を発動することができるになれば授業料担当者としては非常に心強いものになると思われるので、具体的な手順を定めた細則又は実施要領等の制定を強く希望するものである。そして、その中に授業料徴収は校長を中心として学校全体で取り組むべきものである旨を是非入れていただきたい。



V 様々な提案

今回のアンケートで自由意見を書いてもらう欄を設けたが、その一部を紹介しよう。

- 学則第24条を実行する。
- 学則第24条の「退学を命ずることができる」を「退学を命ずるものとする」に変更する。
- 授業料を大学並みに年1～2回の前納制にする。
- 退学したいのに授業料を納められなくて退学できない。といことがないように退学の場合は授業料を免除する。
- 誓約書の「保証人」を「連帯保証人」に変更する。
- 教育委員会に授業料徴収チームを作り、そこで督促を行う。

VI 今後の課題

授業料未納問題は、公立、私立を問わず問題化して来ている。

授業料未納の生徒の数は、昨今の経済状況の悪化と大きな関係があることは言うまでもないが、大部分の保護者は、我が子のためならとの思いで日々頑張っている状況である。

今回のアンケート結果から、担任も協力的であり、事務職員もストレスを受け、悩みながらも一生懸命に日夜努力している姿が見えてくる。ごく一部の家庭で経済的問題とは別次元な倫理観の欠如があるとするならば、その保護者に対して、高等学校は義務教育ではないので授業料は必要であること、授業を受ける権利は授業料を支払う義務を果たすことで発生する権利であること等を強く表明したい。

また、授業料徴収業務に対しても学校全体で取り組むべきであり、そのための環境作り、すでに一部の県では条件整備を終えたところもあるようであるが、鹿児島県に於いても学則第24条に実効性を持たせるための条件整備に着手する時期に来ているのかもしれない。